
監 査 委 員

4 年監査公表第 2 号

令和2年度及び令和3年度に執行した監査の結果（令和3年3月30日から9月30日までの監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事、京都府教育委員会教育長及び京都府警察本部長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年4月1日

京都府監査委員	兎 本	和 久
同	北 岡	千はる
同	森	敏 行
同	小 林	裕 明

1 定 期 監 査

監査の結果

【部局別】**(1) 知事直轄組織****① 職員総務課**

(指摘)

調定事務及び納入通知書の発行が多数遅延していたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに部内の係長以上全員に本件を周知するとともに、所管係員全員に速やかな調定事務について注意喚起を行った。

また、年度替わりの時期において、確実に期日中の調定事務が実施できるよう、必要となる事務書類を前年度中にあらかじめ現担当者が準備の上、新年度以降期日までに、速やかに新担当者において調定・納入通知事務を実施するこ

ととし、更に、担当係長及び担当者の事務引継書に明記することとした。

② 国際課

(指摘)

月払いの契約において、支払が著しく遅延していたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項を共有し、適正な契約事務の執行について注意喚起を行った。

また、月払いの契約については、支払い漏れ等がないよう、支出負担行為書の登録点検のほか、会計事務月次点検及びチェックリストによる点検を複数人で行うことで、組織的なチェック体制を強化し、再発防止を徹底することとした。

(2) 総務部

府有資産活用課

(指摘)

不動産売払契約の取入手続きを誤っていたもの

(措置の内容)

指摘を受けた内容は、直ちに関係職員に周知し、適正な事務処理について再確認し、入札要綱及び入札案内書の内容を見直すことにより、再発の防止を徹底することとした。

(3) 総務部・府民環境部

入札課・環境管理課

(指摘)

仕様書の作成不備により、受注業者が納品数量を誤解し追加発注が生じたもの

(措置の内容)

担当者と担当者以外の複数人で確認し、誤解を生じさせる記載等がない仕様書を作成し、再発の防止を徹底することとした。

なお、「印刷物仕様書」については、その他の改善項目と併せて様式の見直しを行い、令和4年度の発注案件から適用するものとして、令和4年3月に記入例とともに全庁へ通知及び注意喚起を行うこととしている。また、それまでの間については、入札課において、複数人で確認する体制を徹底することとした。

(4) 政策企画部

情報政策課

(指摘)

借用物品を返還後、長期間にわたり出納機関への通知を怠っていたもの

(措置の内容)

借用物品の返還時における適切な事務処理について、改めて関係職員に周知徹底を図るとともに、借用物品の定期点検を年1回実施することとした。

(5) 府民環境部

① エネルギー政策課

(指摘)

補助金の検査調書の検査日が年度を超えていたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項を周知し、適正な時期の検査の実施及び検査後の速やかな検査調書作成を徹底し、再発防止を図った。

また、年度末に業務が集中することによるミスを防ぐため、可能な限り委託業務等の履行期限を年度末とせず、検査業務の平準化を図った。

(指摘)

知事印の事前押印承認を受けることなく、書類を印刷していたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項を周知し、公印の取り扱いを徹底するとともに、今年度は職員が直接押印を行うこととした。

今後は直近の押印件数等により、公印印刷の必要性について、都度検討することとした。

② 循環型社会推進課

(指摘)

実績報告書受理後、補助金額の確定を行わないまま、年度末日付で概算払を行っていたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項を周知し、対象事業が完了している場合の概算払が行われないよう、適切な事務処理についての共通理解を図った。

今後は、概算払が特に必要と認められる補助事業者に対しては、早期に請求を行うよう指導・注意喚起を図ることとした。

③ 自然環境保全課

(指摘)

協定書に取り決めがないまま、前金払を行っていたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに指定管理者と協議を行い、前金払条項を追加する変更基本協定書を締結した。

また、適正な事務処理が実施されるよう、指摘事項の課内周知を行い、再発防止を図った。

④ 消費生活安全センター

(要望)

事業執行の実施方法の改善

(措置の内容)

提案内容を踏まえ、計画的な事業執行を徹底するとともに、年度途中の事業の進捗状況に応じた事業計画の見直しを検討することとし、今後は、WITHコロナ・POSTコロナに対応した新たな啓発手法として、啓発動画等の作成・配信や、SNS、ホームページ等を通じた情報発信を強化することとした。

(6) 農林水産部

畜産課

(指摘)

補助金を過大に交付していたもの

(措置の内容)

監査終了後、補助団体から過大交付となった補助金について返還を受け、収納を確認するとともに、他に同様の事例がないことを確認した。

また、補助金等の交付に関する規則が定める適正な補助事業の成果及び完了時に審査すべき内容について周知、徹底するとともに、補助対象経費のうち人件費相当額については、府の支給基準に基づく補助金算定基準を作成し、担当者だけでなく決裁過程において他の職員も審査を行うことで再発防止を徹底することとした。

(7) 建設交通部

① 指導検査課

(指摘)

予定価格調書の作成を省略できない案件において、同調書を作成していなかったもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項を周知し、適切な事務処理についての共通理解を図った。

また、支出負担行為の協議時に適切な事務処理について複数人で確認する体制を徹底することとした。

② 住宅課

(指摘)

行政財産目的外使用許可に係る使用料を過少に徴収していたもの

(措置の内容)

監査終了後、行政財産使用料の算定に誤りがないか、現行の許可内容の確認を行うとともに、使用許可を行っている土木事務所に対しても情報共有を行った。

今後は、使用料算定の都度、根拠の確認を行うとともに、算定方法の変更があった場合は、情報共有の上相互確認を行い、内部統制を徹底することとした。

(指摘)

元下指針で規定されている府外下請業者選定理由を記載していなかったもの

(措置の内容)

監査終了後、契約中の全ての工事について、書類不備等が生じていないか点検を行い、不備がないことを確認した。

また、元下指針の趣旨及び提出書類の確認方法についての研修会を定期的で開催し、工事関係職員の知識定着と意識の向上を図ることで、同様の確認漏れが発生しないよう努めることとした。

(指摘)

土地の借用に係る無期限の使用許可書を紛失していたもの

(措置の内容)

監査終了後、使用許可書について、許可元に事情説明の上、再発行の依頼を行った。

今後は、公有財産に係る永年保存の文書については、同様の紛失がないよう書類管理を徹底することとした。

(8) 教育委員会

① 管理課

(指摘)

業務の履行遅滞による遅延賠償金を過少に徴収していたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに追加徴収を行い、他に同様の事例がないか確認するとともに、遅延賠償金等の徴収にあたる注意点について関係職員に注意喚起を行った。

また、通常では処理する機会が少ない事務にあたっては、その都度根拠法令等を確認するとともに、課内のチェックも複数人で慎重に行うよう徹底することとした。

② 府立南山城支援学校

(指摘)

単価契約書において、重要な条項に漏れがあったもの

(措置の内容)

監査終了後、当該契約を業務の実態に合わせるため変更契約を締結するとともに、同様の誤りがないか、複数職員で点検し確認した。

今後は、契約事務について、決裁を行う全職員が当事者意識を持ち、チェック体制を働かせていくこととした。

③ 府立舞鶴支援学校

(指摘)

予定価格を超える額で契約を締結していたもの

(措置の内容)

監査終了後、他に同様の事例がないか確認するとともに、関係職員に指摘事項を周知し、関係する契約の事務処理方法について、再度確認を行った。

今後は、チェック体制の再確認とチェックの意義について再度徹底することで、適正な事務処理に努めることとした。

④ 総務企画課（各府立学校）

(要望)

単独随意契約における会計規則に則った事務処理の徹底

(措置の内容)

監査終了後、府立学校事務長会に単独随意契約の考え方について周知し、会計規則に則った事務処理を徹底するよう依頼した。

今後は、会計規則に則った対応を周知、徹底するとともに、規則改正があった際もこれに準拠した事務処理の徹底を促すこととした。

(9) 公安委員会

警察本部

(指摘)

放置違反金に係る収入年度を誤っていたもの
(措置の内容)

監査終了後、警察本部会計課と交通指導課の両担当者において、放置違反金の適正処理のために必要となる収入事務の基本について再確認を行った。

今後は放置駐車違反管理システムの改良を図るとともに、再発防止に向けて、担当者間での相互チェックを徹底し、適正な会計手続を推進することとした。